



労政ニュース

編集・発行 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪役所 都市魅力産業スポーツ部
労働雇用政策室 TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

会社・お店の
<福利厚生>は
『ゆとりと共済』に
ゆとりと共済事務局
TEL [06-4309-2315](tel:06-4309-2315)

事業主のみなさまへ ～労務法制改正のお知らせ～

1 労働施策総合推進法が『改正』されました！

病気を抱える労働者の『職場環境づくり』

令和8年
4月から



治療と就業の両立支援が **努力義務** になります！

▶ 病気を抱える労働者の状況

がん等の病気を抱える労働者の中には、職場の理解や支援体制が十分でなく、就業をあきらめてしまうケースが少なくありません。

今後、高齢者の就労の増加等を背景に、どの職場でも、病気を治療しながら仕事をする労働者は増えていきます。

▶ 治療と就業の両立支援とは

大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援するため、本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備し、必要な就業上の調整や配慮を行う取組です。

▶ 治療と就業の両立支援とは

労働者の健康確保及び就業継続とともに、社員全体の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上といった企業の成長につながります。

治療と就業の両立支援指針

※厚生労働省リーフレット抜粋

留意事項

- 労働者本人の申出
- 労働者との十分な話し合い、上司・同僚の理解
- 個人情報の保護

両立支援を行うための環境整備

- トップの方針表明
- 研修等を通じた意識啓発
- 相談窓口の明確化・社内の支援体制の整備
- 休暇制度・勤務制度の整備 (例：時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務 等)

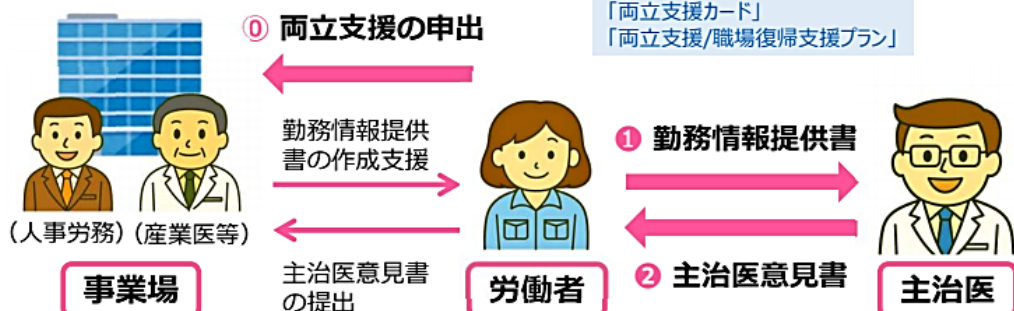
個別の両立支援の進め方

様式例の活用による、主治医や産業医等と連携した支援フロー

様式例：
「勤務情報提供書」
「主治医意見書」
「両立支援カード」
「両立支援/職場復帰支援プラン」

③ 両立支援プランの作成

就業継続の可否や就業上の措置等は、主治医意見書を基に、産業医等の意見を踏まえ、労働者と十分話し合った上で、事業主が最終的に決定。



両立支援ナビをチェック



厚労省の運営するポータルサイト「**治療と仕事の両立支援ナビ**」では、

- ・ **指針に沿った取組の実践的ガイダンス**
 - ・ **企業の取組事例**
- など総合的な情報提供を行っていますので、参考にしてください。

両立支援コーディネーター



社内での相談窓口、両立支援の調整役となる人材を育てましょう。

両立支援コーディネーター養成研修はウェブで無料で受けることができますので、人事労務担当者や産業保健スタッフを受講させるといいでしょう。

専門スタッフの支援を活用



都道府県**産業保健総合支援センター**では、両立支援の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が配置されており、

- ・ 研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**
- ・ 事業主と労働者の間の個別の両立支援の調整及び両立支援プランの作成支援等支援が無料で受けられます。

地域の支援情報



都道府県労働局に設置されている「**地域両立支援推進チーム**」では、自治体や地域の支援機関等と連携して、

- ・ 両立支援のイベントの実施
- ・ 事業主等が活用可能な**各地域における支援事業の情報**の提供等を行っています。

2 女性活躍推進法が『改正』されました！

男女間賃金差異と女性管理職比率の**公表義務**が**拡大**

女性の健康上の特性への**配慮**も盛り込まれました。

女性活躍のさらなる推進に向けた改正ポイント

- ▶ 令和8年(2026年)3月31日までとなっていた法律の有効期限が、令和18年(2036年)3月31日までに延長されました。 (↓施行日:令和8年4月1日↓)
- ▶ 従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務となります。
- ▶ プラチナえるぼし認定の要件が追加されます。(←施行日:公布後1年6か月以内の政令で定める)

情報公表の必須項目の拡大

義務

- ▶ 令和8年(2026年)3月31日までとなっていた法律の有効期限が、令和18年(2036年)3月31日までに延長されました。 (↓施行日:令和8年4月1日↓)
- ▶ 従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務となります。
- ▶ プラチナえるぼし認定の要件が追加されます。(←施行日:公布後1年6か月以内の政令で定める)

企業等規模	改正前	改正後
300人以上	男女間賃金差に加えて、2項目以上を公表	男女間賃金差異及び 女性管理職比率 に加えて、2項目以上を公表
101人~300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異 及び 女性管理職比率 に加えて、1項目以上を公表

プラチナえるぼし認定の要件追加

おすすめ

プラチナえるぼしとは
(PDFリーフレット)

- ▶ プラチナえるぼし認定の要件に、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加します。



お問合せ： TEL 06-6941-8940 大阪労働局雇用環境・均等部(室)

障害者手帳を持たない『発達障害』や『難病』のある方を 採用する事業主が受給できる助成金があります。

発達障害とは・・・

- ▶ 発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の汎用性発達性障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などをいいます。発達障害のある人は、他人との関係づくりやコミュニケーションなどが苦手ですが、**優れた能力が発揮**されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が**理解されにくい障害**です。
- ▶ 令和6年3月に厚生労働省が公表した「障害者雇用実態調査」では、調査対象となった**事業所で雇用される発達障害者**の人数は**9万人**と前回調査(平成30年度)と比べて**約2.3倍**となり、働く業界や職種の多様性が拡大しています。

難病とは・・・

- ▶ 難病とは、潰瘍性大腸炎、クローン病、全身性エリテマトーデス、パーキンソン病など「**難病の患者に対する医療等に関する法律**」に定義される、①発病の原因が明らかでなく、②かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、③当該疾病にかかることにより長期に療養を必要とするものを指します。
- ▶ 難病というと、「働けない」と思われてしまうこともありますが、医療の進歩は著しく、疾病の治療を続けながら職業生活を営む**普通の日常生活を送ることができる人が増えています**。
平成30年版の厚生労働白書では、18～65歳の難病患者のうち**51.2%**が「**仕事に就いている**」、**3.0%**の方が「**仕事に就いているが、現在、休職中**」、**5.1%**の方が「**就職活動・職業訓練中**」と回答しています。

☑️【特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）】

【概要】

手帳を持たない発達障害または難病のある方をハローワークや職業紹介事業者の紹介により、雇用保険の一般被保険者として採用する事業主に対して助成されます。

【助成額】

- ・ 1人あたり120万円(中小企業以外50万円)
- ・ 短時間労働者は80万円(中小企業以外30万円)

なお、短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。



☑️【トライアル雇用助成金】

【概要】

手帳を持たない発達障害者・難治性疾患患者であって、職業経験、技能、知識の不足から安定的な就職が困難な方をハローワークや職業紹介事業者等の紹介により一定期間試行雇用する事業主に対して助成されます。

※医師の診断書や意見書、支援機関の書面等により「就労困難」を証明できる必要があります。

【助成額】

- ・ 1人あたり月額最大4万円(最長3か月)



お問合せ :



TEL [06-7669-8900](tel:06-7669-8900)

大阪労働局助成金センター